

上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域における農業者の所得向上を図るため、中山間地域の意欲のある農業者等に対し、農産物等の営業活動、販売促進活動等に必要な経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に定める区域であって、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4に定める対象地域及び対象農用地であるものをいう。
- (2) 農産物等 中山間地域で生産された農産物又は農産加工品をいう。
- (3) 農業者等 農業者、複数の農業者で構成される団体、農業法人又は複数の農業法人による連携組織をいう。
- (4) 認定農業者 次に掲げる農業者等をいう。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者

イ その他アに掲げる認定農業者に類するものとして市長が特に認める農業者等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人又は団体（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める農業者等とする。

- (1) 一般枠 次のいずれにも該当するもの
 - ア 本市に居住し、又は所在していること。
 - イ 認定農業者であること。
 - ウ 実施要領第6に定める集落協定を締結した農業者等の構成員であること又は実施要領第6に定める個別協定を農用地の権原を有する者と締結していること。
 - エ 市税を完納していること。
- (2) 団体枠 次のいずれにも該当するもの
 - ア 本市に所在していること。

- イ 市税を完納していること。
- ウ 中山間地域の農業者三者以上で構成される団体であること。
- エ 農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、農産物等の営業活動又は販売促進活動に係る事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表補助対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般枠 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。
- (2) 団体枠 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

2 前項の補助金の交付は、一の年度につき1回までとする。

(交付申請書等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（一般枠）交付申請書（第1号様式）又は上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（団体枠）交付申請書（第1号の2様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般枠 次に掲げる書類
 - ア 事業計画書（第2号様式）
 - イ 当該事業の収支予算書
 - ウ 法人にあっては、定款（定款がない場合にあっては、これに類するもの）
 - エ 納税状況の確認に係る承諾書
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 団体枠 次に掲げる書類
 - ア 事業計画書（第2号様式）
 - イ 当該事業の収支予算書
 - ウ 定款又は規約

エ 団体の収支決算書及び事業報告書並びに収支予算書及び事業計画書（いずれも直近のもの）

オ 納税状況の確認に係る承諾書

カ その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添えて上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金事業実施報告書（第4号様式）

(2) 補助対象事業の実施内容を確認できる写真その他の書類

(3) 経費の執行実績を証する請求書、領収書その他の書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市中山間地域棚田米等販売強化支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号の2様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号の2様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等の販売、研修、打合せ活動のための移動又は宿泊に要する経費
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ等の郵送に要する経費
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販促資材（チラシ、上越産をPRするダンボール箱など）の作成に要する経費 ・ 農産物等をPRするウェブサイトの開設、改良に要する経費 ・ ウェブサイト、インターネットショップ及びチラシ等に掲載するためのプロカメラマンによる写真撮影に要する費用など ・ 農産物等を販売するため、自社インターネットショップの開設、改良に要する経費 ・ 農産物等を販売するため、インターネットショッピングモールへの出店に要する経費 ・ 新聞、インターネット等での広告に要する経費
出展費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商談会等への出展に要する経費
農産物等の高付加価値化に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪下、雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費 <p>※当該経費は旅費、役務費、広告宣伝費、出展費のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と組み合わせて補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費とする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が必要と認める経費

第1号様式（第7条関係）

上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（一般枠）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（一般枠）の交付を申請します。

補 助 金 名	上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（一般枠）
事業の目的及び内容	事業計画書（第2号様式）のとおりに
事 業 費	円 （うち補助対象経費 円）
補助金交付申請額	円
添 付 書 類	(1) 当該年度の事業計画書（第2号様式）及び収支予算書 (2) 定款（定款がない場合にあつては、これに類するもの） (3) 納税状況の確認に係る承諾書 (4) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第1号の2様式（第7条関係）

上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金
（団体枠）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金（団体枠）の交付を申請します。

補 助 金 名	上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金 （団体枠）
事業の目的及び内容	事業計画書（第2号様式）のとおりに
事 業 費	円 （うち補助対象経費 円）
補助金交付申請額	円
添 付 書 類	(1) 当該年度の事業計画書（第2号様式）及び収支予算書 (2) 定款又は規約 (3) 団体の収支決算書及び事業報告書並びに収支予算書及び事業計画書（いずれも直近のもの） (4) 納税状況の確認に係る承諾書 (5) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

申請者名

1 事業の目的及び内容

--

2 事業の実施スケジュール

--

備考 事業着手日及び事業完了予定日を必ず記載すること。

3 事業費内訳

経費の区分	事業経費（円）	補助対象経費（円）	積算根拠
計			

備考 経費の区分ごとに積算根拠を証する書類（見積書等）を添付すること。

第3号様式（第8条関係）

上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

次のとおり補助対象事業を完了したので報告します。

補 助 金 の 名 称	上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金
事 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事 業 費	円 (うち補助対象経費 円)
補 助 額	円
添 付 書 類	(1) 上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金事業実施報告書（第4号様式） (2) 補助対象事業の実施内容を確認できる写真その他の書類 (3) 経費の執行実績を証する請求書、領収書その他の書類 (4) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金事業実施報告書

1 事業の実施スケジュール

事業着手日	年 月 日
事業完了日	年 月 日

2 経費執行状況表

経費の区分	事業経費（円）	補助対象経費（円）	備考
計			

備考 経費の区分ごとに経費の執行実績を証する書類（領収書等）を添付すること。

3 事業の成果